

改 正 案	現 行
<p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第三条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第十四条及び第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券の価額）</p> <p>第四条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を住宅建設瑕疵担保保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国債証券については、その額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第三条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第十四条及び第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（住宅建設瑕疵担保保証金に充てることができる有価証券の価額）</p> <p>第四条 法第三条第五項（法第七条第三項及び法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を住宅建設瑕疵担保保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国債証券については、その額面金額（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。第十五条第一項において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第五条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第三条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する事項を記載した別記第一号の二様式による一覽表を添付しなければならない。

3 法第四条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 (略)

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第六条 法第五条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第二号様式による確認申請書を、その建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第二項の一覽表
- 二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての国土交通大臣の確認)

第九条 法第六条第二項第三号の確認を受けようとする同条第一項に規定する発注者は、別記第三号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第五条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第三条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四十条の三の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 法第四条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 (略)

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第六条 法第五条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第二号様式による確認申請書を、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第二項の帳簿の写し
- 二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認の申請)

第九条 法第六条第二項第三号の確認を受けようとする者は、別記第三号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

- 3| 国土交通大臣は、第一項の確認申請書を受理したときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。
- 4| 国土交通大臣は、前項の規定による権利の調査のため、法第十七条第一項の規定により指定された住宅瑕疵担保責任保険法人の役員又は職員のうち、保険等の業務（同項に規定する保険等の業務をいう。以下同じ）の実施のため必要な技術上の管理を行う者（以下「損害調査員」という。）に第一項の規定による申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 5| 損害調査員は、前項の損害調査を終えたときは、直ちに、当該申請に係る損害が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第九十四条第一項に規定する瑕疵により生じた損害に該当するか否か並びに該当する場合は当該損害の内容及びその額について報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 6| 第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三項の規定による権利の調査を行わないものとする。
 - 一 第二項の規定により添付された書面により当該書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵に該当しないことが明らかとなるとき。
 - 二 当該確認申請書を受理した日（当該確認申請書を受理した日以前に提出された当該確認申請書に記載された供託建設業者に係る第一項の確認申請書又は住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（平成二十一年法務省・国土交通省令第〇〇号。以下「保証金規則」という。）第二条第一項の技術的確認の申請書であつて、その確認

申請書又は申請書を受理した日から三十日を経過していないものがあるときは、当該確認申請書又は申請書を受理した日のうち最も早い日。以下この章において「受理日」という。）において、当該確認申請書に記載された供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担保保証金の額（受理日前に次項の確認書又は保証金規則第二条第七項の技術的確認書が交付され、まだ住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けていない者の還付を受けるべき金額に相当する額を除く。以下この章において「受理日供託額」という。）が十万円以下のとき。

三 当該確認申請書に記載された損害賠償請求権の額が十万円以下のとき

7| 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の規定による確認申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）が法第六条第一項の権利（以下この章において「権利」という。）を有することを確認したときは、受理日から起算して三十日を経過した日以後、速やかに、申請者に別記第三号の二様式の確認書を交付しなければならぬ。この場合において、同項の損害賠償請求権の額として記載する額は、受理日供託額から第四項の損害調査に要する費用として国土交通大臣が別に定める費用（以下この項及び第九条の四において「損害調査費用」という。）を控除した額を限度とし、当該損害調査費用については、当該損害調査を実施した損害調査員の申請に基づき、当該損害調査員に別記第三号の三様式の確認書を交付するものとする。

8| 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託建設業者に係る第一項の規定による確認の申請に対する第三項の規定による権利の調査又は保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請に対する同条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有すると認められるものに係る金額の合

計額が、受理日供託額を超える場合には、確認書を交付してはならない。

9| 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

一| 第三項の規定による権利の調査の結果により申請者が権利を有していないことが明らかになったとき。

二| 第六項各号のいずれかに該当するとき。

(権利の申出)

第九條の二| 国土交通大臣は、前条第八項に規定する場合に該当するときは、遅滞なく、六十日を下らない一定の期間内に国土交通大臣に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係る配当手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により公示をしたときは、その旨を次に掲げる者に対して通知しなければならない。

一| 受理日に受理された前条第一項の規定による確認申請書を提出した者

二| 当該供託建設業者に係る前条第一項の確認申請書又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書であつて、受理日より後に受理されたもの及び前項の規定により公示をした日までの間に受理されたものを提出した者

三| 当該供託建設業者

3| 第一項の規定による公示があつた後は、前項第一号の者がその申請を取り下げた場合においても、この条から第九條の四までの規定による手続の進行は、妨げられない。

4| 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第六条第一項に規定する発注者は、権利を有することを証する書面を添付して、別記第三号の四様式による申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第一項の規定により公示をした日から同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による確認の申請及び保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請は、第一項の期間内に行われた権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書は、前項の申出書とみなす。

6 第四の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出されたときは、送付に要した日数は、第一項の期間に算入しない。

（権利の調査）

第九條の三 国土交通大臣は、前條の規定による権利の申出を受けたときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

2 第九條第四項から第六項までの規定は、前項の権利の調査について準用する。この場合において、同條第四項ただし書中「第二項」とあるのは「前條第四項」と、同條第六項中「」が十萬元以下のとき」とあるのは「」が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した第九條第一項の規定による確認の申請及び第九條の二第四項の権利の申出並びに保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請に係る戸数に十萬元を乗じた額以下のとき」と読み替えるものとする。

（配当表の作成等）

第九條の四 国土交通大臣は、第九條の二第二項第一号及び第二号に掲げる者に係る第九條第三項又は保証金規則第二条第三項の規定による権利の調査並びに第九條の二第一項の期間内に権利の申出をした者に係る前条第一

項の規定による権利の調査（以下この条において「権利調査」という。）の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託建設業者に通知しなければならない。

2| 配当の順位は、次に掲げる順位による。

一| 損害調査費用

二| 権利調査により権利を有することが認められた者が有する権利のうち二千万円以内の額

三| 前号の者が有する権利のうち二千万円を超える額

3| 同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

4| 国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

5| 前項の証明書の交付をもって、法第六条第二項第三号に基づく国土交通大臣の確認があつたものとする。

6| 国土交通大臣は、第四項の手續をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託建設業者に交付しなければならない。

（公示の方法）

第九条の五 第九条の二第一項及び前条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

（住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認）

第十二条 （略）

2| 国土交通大臣又は都道府県知事は、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの

（住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認）

第十二条 （略）

承認をしたときは、別記第六号の二様式による取戻承認書を交付するものとする。

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第十六条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第十一条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する事項を記載した別記第七号の二様式による一覧表を添付しなければならない。

3 (略)

(住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第十七条 法第十三条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第八号様式による確認申請書を、その宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第二項の一覧表
- 二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての国土交通大臣の確認)

第二十条 法第十四条第二項第三号の確認を受けようとする同条第一項に規定する買主は、別記第九号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第十六条 (略)

2 前項の届出書には、当該基準日における法第十一条第一項の新築住宅のうち、当該基準日前六月間に引き渡した新築住宅に関する宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第四十九条の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 (略)

(住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)

第十七条 法第十三条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第八号様式による確認申請書を、その宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第二項の帳簿の写し
- 二 (略)

(他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認の申請)

第二十条 法第十四条第二項第三号の確認を受けようとする者は、別記第九号様式による確認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3| 国土交通大臣は、第一項の確認申請書を受理したときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

4| 国土交通大臣は、前項の規定による権利の調査のため、損害調査員に第一項の規定による申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

5| 損害調査員は、前項の損害調査を終えたときは、直ちに、当該申請に係る損害が住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵により生じた損害に該当するか否か並びに該当する場合は当該損害の内容及びその額について報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

6| 第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一| 第二項の規定により添付された書面により当該書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵に該当しないことが明らかなき。

二| 第一項の確認申請書を受理した日（当該確認申請書を受理した日以前に提出された当該確認申請書に記載された供託宅地建物取引業者に係る第一項の確認申請書又は保証金規則第十八条第一項の技術的確認の申請書であつて、その確認申請書又は申請書を受理した日から三十日を経過していないものがあるときは、当該確認申請書又は申請書を受理した日のうち最も早い日。以下この章において「受理日」という。）において、当該確認申請書に記載された供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金の額（受理日前に次項の確認書又は保証金規則第十八条第七項の技術的確認書が交付され、まだ住宅販売瑕疵担保保証

金の還付を受けていない者の還付を受けるべき金額に相当する額を除く

。以下この章において「受理日供託額」という。）が十万円以下のとき

三 当該確認申請書に記載された損害賠償請求権の額が十万円以下のとき

7 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の確認申請書を提出した者（以下この章において「申請者」という。）が法第十四条第一項の権利（以下この章において「権利」という。）を有することを確認したときは、受理日から起算して三十日を経過した日以後、速やかに、申請者に別記第九号の二様式の確認書を交付しなければならない。この場合において、同項の損害賠償請求権の額として記載する額は、受理日供託額から第四項の損害調査に要する費用として国土交通大臣が別に定める費用（以下この項及び第二十条の四において「損害調査費用」という。）を控除した額を限度とし、当該損害調査費用については、当該損害調査を実施した損害調査員の申請に基づき、当該損害調査員に別記第九号の三様式の確認書を交付するものとする。

8 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託宅地建物取引業者に係る第一項の規定による確認の申請に対する第三項の規定による権利の調査又は保証金規則第十八条第一項の規定による技術的確認の申請に対する同条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有すると認められるものに係る金額の合計額が、受理日供託額を超える場合には、確認書を交付してはならない。

9 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

一 第三項の規定による権利の調査の結果により申請者が権利をゆうして

いないことが明らかになったとき。

二 第六項各号のいずれかに該当するとき。

(権利の申出)

第二十条の二 国土交通大臣は、前条第八項に規定する場合に該当するとき
は、遅滞なく、六十日を下らない一定の期間内に国土交通大臣に権利の申
出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係る配当
手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により公示をしたときは、その旨を次に掲
げる者に対して通知しなければならない。

一 受理日に受理された前条第一項の規定による確認申請書を提出した者
二 当該供託宅地建物取引業者に係る前条第一項の確認申請書又は保証金
規則第十八条第一項の技術的確認の申請書であつて、受理日より後に受
理されたもの及び前項の規定により公示をした日までの間に受理された
ものを提出した者

三 当該供託宅地建物取引業者

3 第一項の規定による公示があつた後は、前条第一号の者がその申請を取
り下げた場合においても、この条から第二十条の四までの規定による手続
の進行は、妨げられない。

4 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第十四条第一項に規定す
る買主は、権利を有することを証する書面を添付して、別記第九号の四様
式による申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第一項の規定により公示をした日から同項の期間を経過する日までの間
に行われた前条第一項の規定による確認の申請及び保証金規則第十八条第
一項の規定による技術的確認の申請は、第一項の期間内に行われた権利の
申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書又は保証金規

則第十八条第一項の技術的確認の申請書は、前項の申出書とみなす。

- 6| 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便で提出されたときは、送付に要した日数は、第一項の期間に算入しない。

(権利の調査)

第二十條の三 国土交通大臣は、前条の規定による権利の申出を受けたときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

- 2| 第二十條第四項から第六項までの規定は、前項の権利の調査について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「第二項」とあるのは「前条第四項」と、同条第六項中「」が十万円以下のとき」とあるのは「」が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した第二十條第一項の規定による確認の申請及び第二十條の二第四項の権利の申出並びに保証金規則第十八条第一項の規定による技術的確認の申請に係る戸数に十万円を乗じた額以下のとき」と読み替えるものとする。

(配当表の作成等)

第二十條の四 国土交通大臣は、第二十條の二第二項第一号及び第二号に掲げる者に係る第二十條第三項並びに保証金規則第十八条第三項の規定による権利の調査並びに第二十條の二第一項の期間内に権利の申出をした者に係る前条第一項の規定による権利の調査（以下この条において「権利調査」という。）の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託宅地建物取引業者に通知しなければならない。

- 2| 配当の順位は、次に掲げる順位による。

一 損害調査費用

二 権利調査により権利を有することが認められた者が有する権利のうち二千万円以内の額

三 前号の者が有する権利のうち二千万円を超える額

3| 同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

4| 国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

5| 前項の証明書の交付をもって、法第十四条第二項第三号に基づく国土交通大臣の確認があつたものとする。

6| 国土交通大臣は、第四項の手續をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託宅地建物取引業者に交付しなければならない。

(公示の方法の準用)

第二十条の五 第九条の五の規定は、第二十条の二第一項及び前条第一項の規定による公示に準用する。

(準用)

第二十二條 第十条から第十二条までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第十条第一項中「法第七条第二項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第七条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第七条第一項」と、「別記第四号様式」とあるのは「別記第十号様式」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條において読み替えて準用する第十条第一項」と、第十一条中「法第八条第一項」とあるのは「法第十

(準用)

第二十二條 第十条から第十二条までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第十条第一項中「法第七条第二項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第七条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第七条第一項」と、「別記第四号様式」とあるのは「別記第十号様式」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條において読み替えて準用する第十条第一項」と、第十一条中「法第八条第一項」とあるのは「法第十

六条において準用する法第八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第二項」と、「別記第五号様式」とあるのは「別記第十一号様式」と、同条及び第十二条中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（法第二条第三項に規定する信託会社等にあつては、国土交通大臣）」と、同条第一項中「法第九条第二項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第九条第二項」と、「別記第六号様式」とあるのは「別記第十二号様式」と、同条第二項中「別記第六号の二様式」とあるのは「別記第十二号の二様式」と読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

第二条 (略)

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、別記第一号様式、別記第二号様式、別記第七号様式及び別記第八号様式中「一の附欄ロイの書留」とあるのは、「法第三十條一条ただし書に規定する規定の施行の日から一の基準日までの間」とする。

第三条 削除

六条において準用する法第八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第二項」と、「別記第五号様式」とあるのは「別記第十一号様式」と、同条及び第十二条中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（法第二条第三項に規定する信託会社等にあつては、国土交通大臣）」と、同条中「法第九条第二項」とあるのは「法第十六条において読み替えて準用する法第九条第二項」と、「別記第六号様式」とあるのは「別記第十二号様式」と読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

第二条 (略)

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、別記第一号様式、別記第二号様式、別記第八号様式及び別記第九号様式中「一の附欄ロイの書留」とあるのは、「法第三十條一条ただし書に規定する規定の施行の日から当該基準日までの間」とする。

(建設業法施行規則の一部改正)

第三条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 発注者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者を除く。以下この号及び第二十

八条において同じ。)と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項

イ 当該住宅の床面積

ロ 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十五号)第三条第一項の建設新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合(同項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。)の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合

ハ 当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。)と住宅建設瑕疵担保責任保険契約(同法第二条第五項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約をいう。)を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

第二十八条中「五年間」の下に「(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、十年間)」を加える。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「国債証券」の下に「(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。)」を加え、「額面金額」の下に「(その権利の帰属が社債等の振

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「国債証券」の下に「(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。)」を加え、「額面金額」の下に「(その権利の帰属が社債

株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。」を加える。

第十五条の二第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券

第十五条の二第四号から第三十三号までを削る。

第十六条の四の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の

供託

（削除）

替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。」を加える。

第十五条の二第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券

第十五条の二第四号から第三十三号までを削る。

第十六条の四の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の

供託

第十八条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える

ハ 宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この条において同じ。）の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該新築住宅を引き渡した年月日

ロ 当該新築住宅の床面積

ハ 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）第六条第一項の販売新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

ニ 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕

附 則

この省令は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。

瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）と住宅販売瑕疵担保責任保険契約（同法第二条第六項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

第十八条第三項中「閉鎖後五年間」の下に「（当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、十年間）」を加える。